

平成29年6月 井手町

# 6月定例会会議録

井手町議会

平成29年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月15日）

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 応招・不応招議員                    | 1  |
| 出席・欠席議員                     | 1  |
| 出席事務局職員                     | 1  |
| 出席説明員                       | 1  |
| 議事日程                        | 3  |
| 開会                          | 4  |
| 会議録署名議員の指名                  | 4  |
| 会期の決定                       | 4  |
| 諸般の報告                       | 8  |
| 一般質問                        | 8  |
| 谷田利一議員                      | 8  |
| 1 区（自治会）への運営補助について          |    |
| 2 学校給食について                  |    |
| 岩田 剛議員                      | 11 |
| 1 JR玉水駅構内にある「水害遺構の石」の処理について |    |
| 2 災害発生時の緊急通報装置の設置について       |    |
| 西島寛道議員                      | 13 |
| 1 鳥獣対策について                  |    |
| 岡田久雄議員                      | 15 |
| 1 新設公園及び防災機能を備えた公園整備について    |    |
| 2 小中学生の熱中症対策について            |    |
| 木村武壽議員                      | 20 |
| 1 「部落差別解消推進法」の具体的な取り組みについて  |    |
| 2 「ふるさと納税」の返礼品について          |    |
| 村田忠文議員                      | 22 |
| 1 開校予定の支援学校について             |    |
| 中坊 陽議員                      | 25 |
| 1 府立特別支援学校開校準備について          |    |
| 2 泉ヶ丘中学校国際交流事業と学習意欲向上について   |    |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 谷田 操議員                                | 2 8 |
| 1 教職員の勤務実態と健康維持増進について                 |     |
| 2 マイナンバーと住民税に関する通知書について               |     |
| 3 山城多賀駅前の公衆トイレについて                    |     |
| 議案第 9 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定<br>の件 | 3 7 |
| 請願第 1 号 拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願        | 3 7 |
| 議案第 3 2 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件         | 4 3 |
| 散会                                    | 4 3 |
| 署名議員                                  | 4 4 |

## 第 2 号（6月23日）

|  |     |
|--|-----|
| 応招・不応招議員   | 4 5 |
| 出席・欠席議員  | 4 5 |
| 出席事務局職員  | 4 5 |
| 出席説明員  | 4 5 |
| 議事日程   | 4 7 |
| 開会   | 4 8 |
| 会議録署名議員の指名                                       | 4 8 |
| 報告第 1 号 専決処分の報告について                              | 4 8 |
| 報告第 2 号 専決処分の報告について                              | 5 1 |
| 報告第 3 号 専決処分の報告について                              | 5 3 |
| 報告第 4 号 専決処分の報告について                              | 5 5 |
| 報告第 5 号 専決処分の報告について                              | 5 7 |
| 報告第 6 号 専決処分の報告について                              | 6 3 |
| 報告第 7 号 専決処分の報告について                              | 6 5 |
| 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について                           | 6 6 |
| 報告第 9 号 繰越計算書について                                | 6 6 |
| 議案第 2 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改<br>正する条例制定の件   | 6 7 |
| 議案第 2 8 号 井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部<br>を改正する条例制定の件 | 6 8 |

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| 議案第 29 号 | 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件  | 7 1 |
| 議案第 30 号 | 井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件                               | 7 3 |
| 議案第 31 号 | 平成 29 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）  | 7 3 |
|          | 平成 28 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成 29 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について | 7 6 |
|          | 議員派遣の件  | 7 6 |
|          | 閉会中の継続調査の申し出について  | 7 7 |
|          | 閉会  | 7 7 |
|          | 署名議員  | 7 8 |

第 1 号（平成 2 9 年 6 月 1 5 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成29年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成29年6月15日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成29年6月15日午前9時58分 議長 丸山久志

閉会 平成29年6月15日午後1時16分 議長 丸山久志

応招議員

|    |    |    |     |    |    |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 谷田 | 利一 | 2番  | 西島 | 寛道 |
| 3番 | 岡田 | 久雄 | 4番  | 岩田 | 剛  |
| 5番 | 古川 | 昭義 | 6番  | 村田 | 忠文 |
| 7番 | 丸山 | 久志 | 8番  | 中坊 | 陽  |
| 9番 | 谷田 | 操  | 10番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

|    |    |    |     |    |    |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 谷田 | 利一 | 2番  | 西島 | 寛道 |
| 3番 | 岡田 | 久雄 | 4番  | 岩田 | 剛  |
| 5番 | 古川 | 昭義 | 6番  | 村田 | 忠文 |
| 7番 | 丸山 | 久志 | 8番  | 中坊 | 陽  |
| 9番 | 谷田 | 操  | 10番 | 木村 | 武壽 |

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

|    |    |    |     |    |    |
|----|----|----|-----|----|----|
| 6番 | 村田 | 忠文 | 10番 | 木村 | 武壽 |
|----|----|----|-----|----|----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 野崎 裕美 | 議会書記 | 平間 克則 |
| 議会書記   | 坂井幸一郎 | 議会書記 | 岩村 恭子 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 町長 | 汐見 明男 | 副町長 | 中谷 浩三 |
|----|-------|-----|-------|

|                             |       |  |       |
|-----------------------------|-------|--|-------|
| 教 育 長                       | 松田 定  | 理事兼総務課長事務取扱                                  | 脇本 和弘 |
| 理事兼地域創生推進室長事務取扱             | 後藤 崇文 | 理事兼建設課長事務取扱                                  | 中村 秀一 |
| 理事兼上下水道課長事務取扱               | 松山 正伸 | 教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼<br>学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 | 中島 一也 |
| 企 画 財 政 課 長                 | 花木 秀章 | 税 務 課 長                                      | 乾 浩朗  |
| 会計管理者・会計課長兼務                | 光田 恵理 | 住 民 福 祉 課 長                                  | 中坊 玲子 |
| 保 健 医 療 課 長                 | 中谷 誠  | 高 齢 福 祉 課 長                                  | 寺井 佳孝 |
| 保健センター所長・<br>地域包括支援センター所長兼務 | 小笠原温美 | 産 業 環 境 課 長                                  | 菱本 嘉昭 |
| 上 下 水 道 課 参 事               | 森田 肇  | 同和・人権政策課長                                    | 西島 豊広 |
| いづみ人権交流センター所長・<br>いづみ児童館長兼務 | 野田 昌司 | 社 会 教 育 課 長 ・<br>図 書 館 長 兼 務                 | 高江 裕之 |
| 学校給食センター所長                  | 奥山 英高 |  |       |

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 平成 2 9 年 6 月 井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 2 9 年 6 月 1 5 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 9 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 請願第 1 号 拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願
- 第 7 議案第 32 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件

## 議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

平成29年6月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申  
申し上げます。

さて、本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につ  
きまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては  
適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよ  
う期待をします。

梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体  
調の管理に十分ご留意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われま  
すようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、  
平成29年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、村田忠文  
議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい  
たします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月30日までの16日間にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月  
30日までの16日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件4件、平成29年  
度補正予算1件、同意案件1件、専決処分7件、繰越明許費繰越計算書1件、  
繰越計算書1件、並びに一般質問は8名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおり

であります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成28年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成28年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では、個人町民税の減収によりまして約8億7,300万円、前年度に比べ約2,100万円、率にして2.4%減となる見込みであります。

また、普通交付税につきましても、国勢調査が実施され人口が減少したことなどにより約12億8,300万円、前年度に比べ約6,700万円、率にして5%の減となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や全国各地で発生している被災地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと大変心配をしておりましたが、約3億6,500万円、前年度に比べ約300万円、率にして0.6%の増となる見込みであります。

そのほか、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等につきましても、従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約45億7,200万円、歳出総額約41億5,800万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億7,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、温室効果ガスの削減を図るための公共施設や街灯のLED照明整備、バリアフリー検討委員会からの意見を反映したJR山城多賀駅エレベーター整備、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業、子育てを支援するための医療費助成や病児保育事業、身近な歴史的施設周辺を愛着のある道路空間として活用する歴史と自然が薫る道づくり事業、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のための耐震

性防火水槽の設置、児童・生徒の学習意欲を高めるとともに学力向上を目指す数検や英検のチャレンジ推進事業、数年先を見据えた庁舎等整備基金への積み立てなど、一層充実した内容となっております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造でありますので、今後も行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に特別会計であります、国保会計を除く全ての会計の実質収支額は黒字になる見込みであります。

なお、実質収支が赤字の国保会計は、赤字補填として借り入れしました広域化等支援基金貸付金6,150万円の償還金として、毎年1,230万円を一般会計から法定外繰り入れしておりますが、今年度はさらに1,300万円を一般会計から繰り入れしても約200万円の赤字が出る見込みでありまして、大変深刻な財政状況にあります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件ほか、14件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第27号は、児童福祉法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第28号は、墓地の現状に合わせ、設置箇所等を修正する条例の一部改正であります。

議案第29号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴う条例の一部改正であります。

議案第30号は、多賀地区ゲートボール場の廃止に伴う条例の一部改正であります。

議案第31号は、平成29年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1,360万円の増で、補正後の一般会計予算は45億3,260万円であります。

歳出につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、4つの区に対する宝くじコミュニティ助成に1,000万円、本町の空き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に250円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係では、お茶の京都をきっかけに交流人口の拡大に取り組む住

民団体を支援する、地方創生に向けて頑張る地域応援事業助成に104万9,000円計上いたしております。

次に教育関係では、多賀小学校で役立てていただきたいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして図書購入に5万1,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、府支出金125万円、寄附金5万1,000円、繰越金125万円、諸収入1,104万9,000円計上いたしております。

議案第32号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第1号から報告第7号までの7件は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものです。

報告第8号及び報告第9号の2件は、いずれも平成28年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（丸山久志）　引き続きまして、去る4月1日付の人事異動によりかわられた方の紹介を中谷副町長よりお願いします。

中谷副町長。

副町長（中谷浩三）　それでは、私の方から、この4月1日付で人事異動を行いまして、それに伴います管理職のご紹介を申し上げます。

まず、いづみ人権交流センター所長、いづみ児童館長兼務の野田昌司でございます。

いづみ人権交流センター所長（野田昌司）　野田です。よろしく願いいたします。

副町長（中谷浩三）　次に、同和・人権政策課長の西島豊広でございます。

同和・人権政策課長（西島豊広）　西島です。よろしく願いいたします。

副町長（中谷浩三）　次に、保健医療課長の中谷　誠でございます。

保健医療課長（中谷 誠） 中谷です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、給食センター所長の奥山英高でございます。

学校給食センター所長（奥山英高） 奥山でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 以上が今回の異動でかわりました管理職でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（丸山久志） 次に、議会事務局の紹介を野崎事務局長よりいただきます。

野崎事務局長。

議会事務局長（野崎裕美） 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。書記の岩村恭子であります。

議会書記（岩村恭子） 岩村です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（野崎裕美） 同じく坂井幸一郎であります。

議会書記（坂井幸一郎） 坂井です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（野崎裕美） どうかよろしくお願いいたします。

議長（丸山久志） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月分、4月分、5月分の例月出納検査結果報告の受理、また、上下水道課より水道水分析結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内といたします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1番、谷田利一。私の方からは、通告書に基づいて大きく2点についてご質問いたします。よろしくお願いいたします。

1点目の質問ですが、区、各自治会への運営補助についてご質問いたしま

す。

本町におきましては、区の活動に対する補助制度はございません。宝くじ助成などに努力いただいていることは高く評価いたしますが、現在、区長・副区長への謝礼と広報配布にかかわる委託金のみであり、自治会の各種事業や環境整備等の活動の促進及び活性化のための支援制度がありません。各区、自治会では、区費で全てを賄い、各種事業、子ども会から高齢者の各種団体への助成などを実施している状況であります。

行政としても、各種事業に住民の協力があって成り立っているものと思っていますし、また、地域住民の活性化により、よりよい井手町の発展につながるものと考えます。

近隣の町と比べましても、制度がないのは、私が調べたところ、井手町のみであります。ちなみに、隣の宇治田原町では、仮に350世帯の区では、区長報償が60万円、これは広報の配布も含んでおります、自治会運営費助成は94万円であります。並びに、久御山町、精華町も実施されております。

本町も区の自治振興と活性化のために自治会運営補助制度の制定を求めますが、本町の見解を伺います。

大きく二つ目に、学校給食についてお伺いいたします。

本町では、学校給食における食物アレルギーへの対応について、今年度実施に向けて、現在、施設の改修、調理手順、対象児童・生徒への提供方法、チェックシステム等が十分検討されながら進められておると思います。この取り組みについては、いち早く取り組んでいただいたことに、対象児童・生徒たちにとりましてはありがたいことだと思えます。

しかし、近隣市で、ことし4月に食物アレルギー除去食を誤配する事故が発生いたしました。また、報道によりますと、本日も事故発生を取り上げております。取り扱いについては周知徹底するよう通知し、再発防止に努められていますが、あつてはならない命にかかわる重大問題として、二度とこのようなことがないように全力を尽くしてほしいと思えます。

そこで、本町でも今年度から取り組みされるに当たり、食物アレルギーの対応マニュアルの作成、運用の徹底などはどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の区（自治会）への運営補助についてであります。近隣の市町村へ確認したところ、運営補助を出しているところ、出していないところ、それぞれありますが、本町の区への運営補助の基本的な考え方につきましては、各区において運営も活動も異なり、まさに自治組織として自主的な運営を行っていただいていると承知いたしております。このようなことから運営に対する助成は行っておりません。

しかし、これまでから実施しております公民館新築補助や改修補助、各区で必要な備品を購入するためのコミュニティ助成など、これからはしっかりと応えてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 奥山給食センター所長。

学校給食センター所長（奥山英高） 2点目の学校給食についてであります。食物アレルギー対応マニュアルにつきましては、平成27年10月に策定し、これまで運用してまいりました。今年度から食物アレルギーの原因となる食材の除去や代替食の提供を始めることから、献立表による保護者との調整、調理、配缶、配膳の確認などの手順やチェック体制を明確にするため、教育委員会、学校給食センター、各学校で構成する井手町食物アレルギー対策検討会議でマニュアルの改定作業を進めており、7月末をめどに改定を終える予定であります。

次に、運用の徹底につきましては、施設の整備にあわせて、対象児童・生徒専用の食缶と、色を変えたトレーに名札をつけ、デザインを変えた食器を準備しておりますが、さらに、学校現場と学校給食センターにおいて、マニュアルに基づくテストを十分に行うとともに、対象児童・生徒ごとに作成するチェック表により確実に運用を図ってまいりたいと考えております。

また、学級全体に食物アレルギーに対する理解を深める指導もあわせて進めていくこととしております。

いずれにいたしましても、議員が懸念されている命にかかわる重大事故が起こることのないよう、マニュアルに基づく運用の徹底に努めてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田 剛です。既に提出しております2点につきまして、質問をさせていただきます。

まず1点目であります、JR玉水駅の構内にある「水害遺構の石」の処理についてであります。

昭和28年の8月15日未明に発生した南山城大水害から、はや64年が経過しようとしております。南山城全体では、被災者約2万8,000人、亡くなったりけがをした人は約1,700人、家屋の被害は約1,300戸を超えた大きな災害でありました。中でも本町の被害は特に大きく、亡くなったり行方不明になった人は107名、けがをした人は432名、壊れた家は444戸に上りました。

この災害で、玉川上流からは水とともに大きな石が流され、その中の大きな石が現在のJR玉水駅構内のプラットホームに保存されております。その石の傍らには石の由来が記された説明板が設置され、観光ガイドでは町外からのお客様に大水害の様子や石の由来を説明しております。

しかし、今回の玉水駅の大規模改修に伴い、この石を撤去するという計画があるやに聞いております。この石は、本町住民はもちろんのこと、特に大水害で大きな被害を受けた人や家族を亡くされた人にとっては、唯一の水害遺跡としてまことに大切なものであり、水害の遺構として何としても保存してほしいと思っておられるものであります。

また、この石に関しては小学校3年生、4年生の教科書の副読本でも取り上げられ、授業でも毎年活用されており、JRが駅の工事に伴い撤去するというのは大変遺憾であります。この貴重な文化遺産を後世に伝えるためにも、本町を挙げて、石の移転・保存に向けた交渉をJR側と行っていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

2点目であります、災害発生時の緊急通報装置の設置についてであります。

最近、全国各地で地震が頻発しており、東南海・南海地震がいつ発生してもおかしくない状況であるとの懸念が云々されております。水害はもちろん

のことでありますが、地震災害は一旦発生いたしますと影響が広範囲に及び、道路は災害発生と同時に通行不能となり、広報車だけでは到底対応することはできなくなります。また、特に屋外にいる人や来町者には、町の状況を緊急通報装置で周知するのが非常に有効ではないかと思えます。役場庁舎から町内住民等に一斉に緊急通報できる装置を早急に設置する必要があるのではないかと考えます。

現在、役場庁舎の移転計画が練られておりますが、できるだけ早い機会に緊急通報装置の設置を検討いただくよう要望したいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

以上であります。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 2点とも、私の方からお答えさせていただきます。

1点目のJR玉水駅構内にある巨石の処理についてであります。本年2月にJRの方から、ホームへおりの階段の基礎を設置するに当たり当該巨石が支障となるので、井手町の意向を聞かせてもらいたいとの問い合わせがありました。

まず、顧問弁護士に巨石の所有権はどこにあるのかを確認いたしましたところ、64年間JR敷地にあることや玉水駅名で記念碑が立てられていることなどから、法的にはJRのものであるとのことでありました。

しかし、旧国鉄時代から、後世のために巨石を残すべきと判断をされ保存してこられているので、引き続き保存してもらいたいとお答えをいたしております。

その後、5月30日にJRから、地元の意見を尊重し、撤去ではなく別の場所に移設する方向で協議したいとの連絡がありました。

今後、将来にわたって問題が生じないよう、顧問弁護士とも相談をしながら保存に向けて協議してまいりたいと考えております。

2点目の災害発生時の緊急通報装置の設置についてであります。ご承知のとおり、現在、新庁舎建設に向けて取り組みを進めておりますが、この新庁舎建設時にどのようなシステムや手段で整備するのがよいのか、関係機関に意見等を聞きながら、一番効果的な方法を検討してまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 今、町長からご答弁をいただきまして、ほっといたしました。ありがとうございます。前向きに検討いただいているということでもありますので、一安心をいたしました。

それと、今の緊急通報装置であります、設置してすぐに役場の移転ということになりますと大変なロスも発生すると思いますので、すぐにどうのこうのということではないと思いますけども、できるだけ早い機会に、住民の安全を確保するための一つの大事なツールとして整備いただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

議長（丸山久志） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前に通告しておりました鳥獣対策についてお伺いいたします。

本町では、野生鳥獣による被害が深刻化、広域化してきています。農家の方が大切に育ててきた農作物が一夜にして食い荒らされてしまい、耕作意欲が減少し、耕作をやめてしまわれた方もおられるとお聞きします。

ことしは、本町の特産物でもあるタケノコが不作の年でした。それに輪をかけてイノシシが多く出没し、竹やぶを荒らし、昨年の半分以下の売り上げしかなかった農家の方もおられるようです。

近年、日本の野生鳥獣の総被害額は200億円前後で推移しています。農林水産省によるとその原因は、人口減少、集落の高齢化、耕作放棄地の増加、猟師の減少など、さまざまな要因が挙げられていますが、本町においてもその要因は顕著にあらわれていると思われれます。また、被害内容は居住区にまで及んでいるため、住民が襲われる事態も懸念されます。

このようなことから、全国で鳥獣被害対策実施隊を設置されている自治体は年々増加し、平成28年4月の段階で1,070団体を越えたとお聞きしています。

鳥獣被害対策実施隊の取り組み概要は各自治体さまざま、宮城県村田町では、町長指揮のもと、隊長1名、副隊長1名、隊員28名とした消防団のような編成を組まれて追い払いなどの活動をされているところや、三重県津市のように猿の捕獲に2万5,000円の懸賞金をかけるところ、また、男性が留守がちになる日中の猿被害対策として、女性を対象に、猿の撃退に効果があると言われている空気銃の取り扱いを指導されているところもあるとお聞きします。

本町では、防護柵・電気柵の設置や猟友会との連携、また、産業課の職員が花火やスターターピストル等で追い払いといった実践的活動がなされていますが、害獣がここまで増加してきますと、その対応も年々難しくなってくると思われまます。

また、農家が個々で対策を講じても、町全体での鳥獣被害の減少にはつながりません。いっそのこと、万灯呂山かどこかに猿を集めてモンキーパークをつくり、観光名所にするのも一計かと存じますが、なかなか難しいと思われまます。

そこでお伺いします。本町での鳥獣被害の現状と、今後どのように対策を考えておられるのかお聞きします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 西島議員のご質問にお答えいたします。

本町の鳥獣被害の現状と対策についてであります。まず一つ目の現状につきましても、出荷用農作物被害で言いますと、本町の調査初年度の平成22年度では被害面積51アール、被害額約113万円であったものが、平成28年度では被害面積145アール、被害額約148万円と推移しており、このほか自家消費農作物の被害についても近年拡大いたしております。被害を与えている鳥獣は主にイノシシ、鹿、猿、アライグマであり、被害の品目は野菜、水稲、果物、タケノコなどがあります。

これまで行ってきた対策につきましては、井手町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会への捕獲や追い払いの依頼、また役場職員による定期的なパトロール、農地所有者が行う防除柵の設置による防除、ロケット花火やスタータ

一での追い払いや捕獲おりの貸し出し実施などを行ってきましたが、解決には至っておりません。

次に、今後の対策につきましては、今まで取り組んできた対策を継続することに加え、地域ぐるみで防除する取り組みが効果的と言われておりますので、JA京都やましろと連携し、地域での講習会や地域住民の集団による追い払いなど検討を行い、鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 現在、私、少年野球で、町長旗争奪少年野球大会が新四郎山の方をお借りしてさせていただいているところでありますけれども、土曜日、日曜日の朝になりますと、猿がたくさん群れをつくりまして、グラウンドの中は鹿のふんだらけ、まずその処理から行ってグラウンド整備という順番で今はやっているんですけれども、私のような大人でも、猿に石とかを投げて追い払いをするんですけれども、威嚇して、なかなか逃げてくれない現状です。また、これが女性や子どもたちであれば、なおさら危険だと思いますので、一日も早い対策を講じていただけますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（丸山久志） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新設公園並びに防災機能を備えた公園整備について質問をいたします。

公園には大型複合遊具や健康遊具などが整備され、住民の憩いの場として活用される一方で、近年においては、大地震などの災害発生時には周辺住民の広域避難地として、防災機能を備えた防災拠点としても整備される公園がふえてきています。

そこで、次のことについて質問をいたします。

1、防災機能を備えた公園整備についての本町の考え。

2、本町にある公園で、災害時の備えとして、かまどベンチや防火水槽等を整備される公園はどれくらいあるのか。

3、本町に既にある公園で、新たに防災機能を備えた防災拠点となる公園に整備をしようと考えている公園、または防災広場にしようと考えている公園はあるのか。あれば、その整備内容についてお伺いします。

4、現在本町にある公園で、公園としての機能を果たせていない公園を今後どのように整備されるのか、また、草刈りや遊具の安全点検の取り組みは現在どのようにされているのか、お伺いいたします。

5、白坂地域内の新設公園整備について、いつごろどのような規模、内容の公園に整備しようと考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、小・中学生の熱中症対策について質問いたします。

小・中学生は脱水になりやすい生活環境の中にいます。また、脱水ケアという視点で見ると、学校という特殊な環境がさまざまな問題をはらんでいます。小・中学校の子どもたちは脱水になりやすいという意識をしっかり持って、十分な対策をとっておくことが必要な時代であると思います。

熱中症の予防は、脱水症を予防することが基本です。熱中症を防ぐための対策の第一は、脱水症を起こしやすい環境に注意を配ること、そして毎日の行動の指針となる情報をチェックして、日常生活で脱水をケアする習慣を身につけておくことだと思います。

そこで、次のことについて質問をいたします。

1、熱中症にならないために、本町の小・中学校では、学校内での暑さ対策や安全な水分補給など、どのような対策をとられているのか。

2、熱中症にならないために、児童・生徒にどのような指導をされているのか。

3、体育の授業や野外活動、またクラブ活動等で生徒・児童が熱中症になったときに、先生がどのように対応するのかの知識を持っていることが重要であると考えます。先生の知識の習得などはどのようにされているのか。

4、小・中学生の脱水症状のケアには経口補水療法があると聞いていますが、どのような療法なのか、お伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の新設公園及び防災機能を備えた公園整備についてであります。一つ目の防災機能を備えた公園整備につきましては、これまでに公園や防災広場などに水利を確保するための防火水槽を設けたり、かまど型ベンチを設置するなど、防災機能の強化を図ってきております。今年度におきましては、泉ヶ丘児童遊園、いづみ公園、多賀地区ゲートボール場跡地を整備する予定であります。

四つ目の今後の整備、草刈りや遊具の安全点検などにつきましては、草刈りについては、玉川さくら公園、いづみ公園などの大規模な公園は年1回から2回の除草作業を行っておりますが、その他の身近な公園の除草につきましては、地元にてご協力いただいております。

なお、開発に伴って設置された小規模な公園などについては、地元区や周辺住民の方々と相談しながら、どのような有効利用が図れるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、遊具の安全点検につきましては、基本的には年2回のほか、地元からの情報がある場合は随時、遊具が設置されている全ての公園で職員の目視による点検やネジなどの緩み点検などを行い、危険な遊具がある場合は撤去及び修繕を行っております。

五つ目の白坂地域内で開発事業者が井手町地内で整備を予定している公園につきましては、完成予定は平成30年5月、面積約3,100平方メートルで、事業者から町に寄附をされた後は災害時に避難場所として利用していきたいと考えております。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 二つ目の災害時の備えのある公園がどれぐらいあるのかにつきましては、かまど型ベンチと防火水槽を設置している公園は2カ所、かまど型ベンチのみ設置している公園は2カ所、防火水槽のみを設置している公園は10カ所であります。また、防災広場については、かまど型ベンチと防火水槽を設置しているのは5カ所、かまど型ベンチのみが1カ所、さら

に緑地については、防火水槽のみが3カ所、計23カ所の公園や防災広場、緑地において災害に備えて整備しております。

三つ目の防災広場としての公園整備につきましては、本年度の事業といたしましては、泉ヶ丘児童遊園に40立方メートルの防火水槽、かまど型ベンチの設置、アスファルト舗装などを整備するために1,700万円を計上いたしております。また、いづみ公園や多賀地区ゲートボール場跡地にかまど型ベンチの設置、アスファルト舗装などを整備するために2,100万円を計上いたしております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 2点目の小・中学生の熱中症対策についてであります。全国的に熱中症による事故が発生しており、議員ご指摘のとおり、脱水症を予防するなど適切な対応を図っていくことが重要であると考えております。

一つ目の本町の小・中学校での熱中症対策につきましては、まず、児童・生徒が適宜水分補給することができるように給茶器を設置するとともに、水筒を持参するように指導しており、特に運動会の時期や土日の部活動など、必要に応じてスポーツドリンクやお茶に一つまみの塩を入れたものを持参させるようしております。

また、温度や湿度の高いところで長時間、運動や作業等をする場合は、休憩と水分補給の時間を設定するとともに、常に健康観察を行い、運動内容や時間を調節するようにもいたしております。さらに、体育館等の空調設備のない場所では、ドアをあけたり大型扇風機を使って風通しをよくするなどの温度を下げる対策をとっております。

本町におきましては、他市町村に先駆けて平成20、21年度に実施していただきました町内小・中学校全普通教室への空調設備整備によって、授業に集中できる環境が整うとともに、暑い時期でも体調不良を訴える児童・生徒が減少し、熱中症対策としても大きな効果をもたらしております。

二つ目の児童・生徒への指導につきましては、保健だより等を活用して、予防策としての水分補給の仕方や熱中症初期症状についての理解と対応の仕方など、熱中症から身を守るために必要な指導を行うとともに、保護者にも

啓発をしているところであります。

三つ目の教職員の熱中症に関する知識の習得につきましては、国や京都府からの通知や資料をもとに、熱中症の発生メカニズムや応急手当の方法、対応体制について、校内研修や職員朝礼の機会を利用して、共通理解を図っているところであります。

四つ目の経口補水療法につきましては、脱水症状で不足した水と電解質を口から補給する方法で、その際、素早く吸収できるように糖質、ブドウ糖が少量配合されている飲料を利用するようであります。環境省発行の熱中症環境保健マニュアル2014には、大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクを口から与えることが有効であると示されており、本町では保健室にこれらを備えるようにしております。

いずれにいたしましても、熱中症は重大な事故にもつながる危険があることから、学校の内外を問わず、児童・生徒の健康管理及び安全指導を徹底し、熱中症事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 1点目の防災機能を備えた公園整備についてのところで、少し質問をさせていただきたいと思っております。

公園にかまど型ベンチが設置されているのを、私も確認させていただいております。しかし、区の区長さんをはじめ、区の役員さんや消防団、住民にはどのように周知をされているのか、また、使用方法や点検などはどのようにされているのかお聞きします。

また、防災訓練などで地域の自主防災組織が実際にかまど型ベンチを使用した訓練もこれから必要ではないかなというふうに考えます。町としての今後の取り組みをお聞きいたしまして私の質問を終わりますので、よろしくお願いたします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたように、役員さんにつきましても、毎年、区長様、副区長様、交代されるということもございますので、改めてそういう周知を図っていきたいというふうには考えております。ただ、地域で防災訓練、自主防災組織として訓練をやっていただいております区の例えば都市公園にありますかまど型ベンチなどについては、既にそれを利用しながら炊き出しなどをやっていただいているということは伺っております。

それと、防災訓練につきましても、町の防災訓練は11月にやっていますが、水害のとき、地震のときとありますけど、雨のときには、なかなか外で火というのものないかもわかりませんが、野外で地震のときには、多賀小学校等で前にかまど型ベンチがありますので、そこで利用できるような形でのセッティングはさせていただいております。あと、ほかにある公園につきましても、先ほども申しましたように、各区長様なり自主防災組織の皆様にも、もう少し十分にお伝えしたいというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。いつもありがとうございます。

通告に基づきまして、次の2点について質問をいたします。1点目につきましては、「部落差別解消推進法」の具体的な取り組みについてであります。2点目につきましては、ふるさと納税の返礼品についてであります。

まず初めに、「部落差別解消推進法」の具体的な取り組みについてであります。

前回、一般質問で取り上げました部落差別解消推進法については、今後の取り組みとして、「広報いで」で法律の施行について住民周知を図りながら、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査を府と連携しながら進めていくと本町からの答えをいただきました。

また、全国的にインターネット上の差別情報や差別書き込み、身元調査や同和地区問い合わせ等の事象から、部落差別は陰湿化しておりまして、法を制定した国も同様の認識だと思っております。

そこで、推進法が求める相談体制の充実や教育・啓発の推進についての具体的な取り組みをお尋ねいたします。

次に、ふるさと納税の返礼品についてであります。

ふるさと納税とは、自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除され、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。各地方自治体では、ふるさと納税の寄附金を集めることを目的に返礼品の売り出しが激化し、ことしの4月には総務省から、返礼品の種類・金額や表示について自粛を要請する内容の通知が出されるに至っています。

また、ふるさと納税の利用の実態について、アンケート調査の結果では、ふるさと納税者の6割以上が返礼品で自治体を選択と発表されております。

本町でも返礼品等があると思いますが、ある住民から、住民の意見としまして、ふるさとを出て帰れず、墓のことや、雑草が生えて近所の人に迷惑がかかっていないか気になる。返礼品ではないが、返礼心を返していただくなら寄附をしたい等の声を聞いております。

本町で、当初以外の返礼品、また品物以外の返礼品の考え方、あり方、今後の予定、計画を問います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 木村議員の1点目のご質問には、井手町人権教育・啓発推進本部長であります私の方からお答えいたします。

部落差別解消推進法の具体的な取り組みについてであります。部落差別の解消の推進に関する法律の第3条で、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の充実を図るよう努め、必要な教育及び啓発を行うものとするとしております。

この法律の趣旨にのっとり、啓発事業として、まず「広報いで」3月号におきまして、本法律が施行された記事を掲載する中で周知を行ってまいりました。また、行政を担う全職員を対象に研修会も予定いたしております。さらに、6月より、この法律の趣旨にのっとり、相談体制の充実強化を図るため、いづみ人権交流センターに相談員を配置してきたところであります。

今後も、国・京都府と連携を図りながら、それぞれの役割分担を踏まえて

部落差別解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 後藤地域創生推進室長。

理事(後藤崇文) 2点目のふるさと納税の返礼品についてであります。一つ目の本町での当初以外の返礼品につきましては、本町では平成28年8月から町の特産品などを詰め合わせた井手町商工会の井手のうまいもんセットのみを返礼品としておりましたが、井手町商工会と連携をし、町内の事業者を対象に返礼品の公募申し込みの説明会を開催したところ、現在、複数の事業者から返礼品の公募申し込みをしていただいているところであります。今後は、事業に参加する企業等及び対象商品として適当であるか審査を行い、適当であると認められた場合には、返礼品として追加をしてまいります。

二つ目の品物以外の返礼品の考え方、あり方につきましては、ふるさと納税をしていただいた方への返礼として品物以外の返礼を取り入れることについては、町内の住民団体から選出していただいた委員で構成される井手町ふるさと納税検討委員会において、委員の方々からのご意見をいただきながら今後検討をしてまいりたいと考えております。

三つ目の今後の予定、計画につきましては、平成29年度第1回目の井手町ふるさと納税検討委員会を今月中に開催予定であり、ふるさと納税をしていただいた方への返礼品だけではなく、ふるさと納税によって寄附された寄附金の活用についても、委員の方々からのご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

議長(丸山久志) 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

村田忠文議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 村田忠文議員。

6番(村田忠文) 6番、村田です。事前に通告しております1点について、質問をさせていただきます。開校予定の支援学校についてであります。

平成32年4月に井手町に支援学校が開校される予定ですが、地域住民と

の交流は欠かせないものです。障がいのある子どもたち、障がいのない子どもたち、その保護者、あるいは地域住民の人たちが互いに理解し合うことは不可欠であり、ともに活動し触れ合う機会を設けることがいかに大切か、先日、南山城支援学校の視察研修を通して強く感じました。

障害者基本法の第16条第3項では、国及び地方公共団体は、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないと示されています。

支援学校の開校までに、井手町としても、しっかりと体制を整える必要があると思います。特定の担当課だけが担うのではなく、組織的にチーム体制で進めていくことが大切だと思います。特に地域との連携は、障がいについて、また障がい者について住民理解が促進されるよう、早い時期から取り組みが必要ではないかと思います。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1、今後、各種団体、例えば老人クラブや体育協会などの協力は欠かせないものと考えますが、どのような取り組みを考えておられるのか。

2、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領第1章の中で、学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けることと示されていますが、小・中学校での交流及び共同学習の実施計画の時期はどうなっているのか。

また、交流及び共同学習の学びを相互に確かなものにするために事前学習が必要と思いますが、どのような取り組みを考えておられるのか。

三つ目に、安全面に関してですが、南山城支援学校では夕方下校時にスクールバスだけでなく、福祉サービスの車や保護者の車が50台以上、児童を迎えに来ていました。井手町でも下校時には混雑が予想されますが、道路の安全対策はどうなっているのか、お考えをお伺いいたします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 村田議員のご質問にお答えいたします。

開校予定の支援学校についてであります。議員ご指摘のとおり、開校に向けて、小・中学校との交流や共同学習をはじめ、地域住民との交流を図っていくことが重要であると認識しております。

一つ目の各種団体との取り組みにつきましては、新設支援学校は地域とともに歩む学校を目指すというのが京都府教育委員会の方針でありまして、スポーツや文化活動などを通して小・中学校や地域住民、各種団体との交流や共同学習を進めていく予定であると伺っております。

本町におきましては、IDEゆうゆうスポーツクラブが南山城支援学校の教員を講師として招き、あのリオデジャネイロ・パラリンピックで銀メダルを獲得したボッチャ並びに卓球バレーの教室を先導的に開催され、参加した小学生たちは楽しく活動することができたと聞いております。

このような取り組みを基盤に、円滑に交流を進めていくために、井手町教育委員会といたしましては、各種団体の協力を得ながら、新設される支援学校と緊密に連携していきたいと考えております。

二つ目の小・中学校での交流及び共同学習につきましては、現在、夏の地域学校、クリスマス会、卒業・進級を祝う会、このような行事において、本町在住の支援学校児童・生徒との交流を年間を通して進めているところであります。また、両小学校の5年生児童と中学校の支援学級生徒は、城陽支援学校での交流も実施しております。

さらに、障がいについての理解を深めるため、児童・生徒の発達段階に応じて学習を進めたり、交流前に事前学習を行ったりするとともに、教員も支援学校の先生を講師に招いて校内研修も実施しております。開校に向けて、交流や共同学習が一層進んでいくよう取り組んでいきたいと考えております。

三つ目の安全面につきましては、京都府教育委員会においても下校時の迎え車両に対する安全対策を課題として認識されており、学校敷地内での一時待機が可能となるスペースの確保とあわせて、混雑時には車両動線を工夫し、歩行者、スクールバス、車両が交錯することがないように計画されていると伺っております。

また、本町が整備いたします道路は、2車線、片側歩道、幅員9.5メートルで計画しており、南山城支援学校前の道路状況と比べて、道幅も広く、歩行者と車両も分離され、安全が確保されると考えております。

いずれにいたしましても、平成32年4月の開校に向けて、各種の事業や取り組みを着実に進めていくことが大切であると考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 今ご答弁いただきました三つ目の安全面に対してであります。前回、研修に行かせていただきました南山城支援におきましては、雨天時とかの対応等も全然なされていないような状態でありました。我々行ったときは天気によかったんですけども、その雨天時につきましてもスムーズな乗降をできるような体制がとれたらいいかなと要望します。

それと、この開校時の32年4月に、我が町から今は南山城支援に通っておられる障がい者の方も高校3年のときを迎えるかなというふうに理解しております。その子たちは、今まで向こうで5年間お世話になって、最後の1年を井手町の支援学校に通うかなというふうに思いますので、その生徒・児童がスムーズなこちらでの学校生活を送れるようお願いをいたしまして、要望として終わらせていただきます。

議長（丸山久志） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。2点の項目について一般質問を行います。

一つ目として、府立特別支援学校開校準備についてであります。

山城地域の特別支援学校における児童・生徒の急増に対応するため、本町と連携協力のもと、京都府は平成32年4月、本町大塚地区に特別支援学校を開校予定されています。

そこで、本町の役割である学校への進入道路建設の進捗状況、次に埋蔵文化財の調査結果と保存についてお聞きします。

2点目として、泉ヶ丘中学校国際交流事業と学習意欲向上についてお伺いします。

泉ヶ丘中学校は平成24年8月に、オーストラリアの姉妹校と国際理解教育の推進のため姉妹校提携を行っています。提携後、隔年で10名程度を相互派遣しています。この事業をもとに生徒の学力向上も期待されています。

そこで、現在までのオーストラリア遠征事業の状況・成果について、2番目として、生徒の学習意欲向上の取り組みについてお聞きします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 中坊議員よりご質問いただきました2点目の泉ヶ丘中学校国際交流事業と学習意欲向上について、私の方からお答えさせていただきます。

平成24年8月の姉妹校盟約締結以来、海外への興味関心を高め、語学力の向上と国際的な視野の育成を目指して取り組んでまいりました。その状況と成果につきましては、現在まで、オーストラリア姉妹校に本町より19名の代表生徒を派遣し、姉妹校より同じく19名の生徒を受け入れております。本年度は第3期の派遣年度となり、10名の代表生徒を8月8日から18日まで派遣することとなっております。

この間、DVDを使ってお互いの学校行事などの様子を交流したり、職員室前の廊下に国際交流コーナーを設置して、交流時の写真やオーストラリア並びに姉妹校に関連したものを展示するとともに、派遣先での活動や体験を発表する報告会を、中学校をはじめ、小学校や町民文化祭でも行ってまいりました。

平成28年度に中学校で実施した生徒アンケートでは、これは「よくあてはまる」と「まあまあ、あてはまる」の回答合計であります。英語学習への興味や意欲が高まった」という回答が85.6%、「海外に興味を持つようになった」が88.9%、「留学してみたいと思うようになった」が80.7%という結果でありました。

次に、生徒の学習意欲向上の取り組みについてであります。全校生徒が姉妹校のペンフレンドと年間3回の文通を行っておりまして、姉妹校からの代表生徒受け入れ時には積極的に話しかける生徒の姿も見られるようになってきました。

また、英語検定受検に向けて、授業はもとより、放課後に学習会を実施し、4級に全員チャレンジするとともに、3級以上の合格者も年々ふえてきております。そうした生徒の意欲の高まりもあり、本年度から3級以上についても、年1回、受検料を全額補助しているところでございます。

このように、各種の検定をはじめ、さまざまな機会に主体的にチャレンジする生徒を育てていくとともに、学習習慣の育成や授業中の学習活動の充実を図りながら、学習意欲と学力の向上を目指して、一層力を尽くしていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 1点目の府立特別支援学校開校準備についてであります。一つ目の学校への進入道路建設の進捗状況につきましては、現在の進捗状況はゼロ%であります。学校と直接接続する町道29号線は約800メートルありまして、約400メートルずつ第1工区と第2工区に分けて整備を進めており、先行して整備している第1工区は、本年9月ごろに道路築造の発注を予定しております。工期は約1年間で舗装の表層工と歩道工を除き完了する予定であります。予定どおり完了すれば、平成30年9月ごろには進捗率は約40%となります。

町道3号線は、計画幅員9.5メートル工区300メートルと6.5メートル工区520メートルの全体延長820メートルの整備を進めており、現在、6.5メートル区間のうち210メートルを9月末完了予定で発注しております。予定どおり進めば約25%の進捗率となります。また、9.5メートル区間につきましては、1件の用地交渉を行いながら盛り土をするための工事を順次発注しており、平成30年度末には舗装の表層工と歩道工を除き完了する予定であります。予定どおり進めば進捗率は約60%となります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之) 二つ目の埋蔵文化財の調査結果と保存につきましては、発掘調査は京都府埋蔵文化財調査研究センターが平成28年7月から平成29年5月にかけて実施されまして、報告によりますと、4基の古墳を確認するとともに、土師器、須恵器、耳飾りなどが出土したとのことあります。この調査によりまして、これまで単独の古墳と考えられていました北大塚古墳が、4基の古墳が存在する群集墳であることが確認されました。しかしながら、いずれの古墳も、後世の農地の造成などにより、墳丘や石室

がほぼ壊されている状態であったとのことであります。

次に、保存につきましては、遺構の残存状況も良好ではなかったことから、記録保存にとどめられることとなり、既に調査を終えられております。

出土遺物につきましては、現在、京都府埋蔵文化財調査研究センターが整理作業を行っております、その取り扱いにつきましては、今後、所有者である京都府の意向を把握してまいりたいと思います。

なお、特別支援学校の建設には影響がないと伺っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 2 点目の国際交流について、再質問をします。

派遣に応募生徒数の状況、それと派遣生徒の選考基準、これは英語力だけを基準にされているのか、ほかのもされているのか、選考基準についてお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

まず海外派遣の応募人数であります、第1回、平成25年度は25名の応募がございました。2回目の27年度は30名の応募がございました。今回の派遣、29年度の派遣については27名の応募がございました。

派遣生徒の選考についてでありますけれども、基本的には選考の観点といたしまして、海外派遣に関心と意欲を持って参加できる生徒ということと、泉ヶ丘並びに井手町の代表としてふさわしい生徒ということで、その意欲面でありますとか、生活態度、ルール・マナーを学んで集団活動ができるとか、そういった語学面以外のものについても選考の基準・観点として捉まえて選考を実施しているということでございます。

以上でございます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 9 番、谷田 操です。

質問の前ですが、本日早朝、委員会なしの参議院の本会議採決という異例の強行採決で共謀罪法が成立しました。賛成をした自民、公明、維新に強く抗議するとともに、国民の思想、信条を取り締まることにつながる憲法違反の法律は断じて廃止しかないという思いを述べまして、質問に入りたいと思います。

1 番目に、教職員の勤務実態と健康維持増進についてであります。

昨年、本町内で勤務される教職員の方が若くして在職死亡されたということは痛恨のきわみであり、在職中のご尽力に深く感謝するとともに、ご冥福を心からお祈りするものです。この際、改めて教職員の勤務実態と健康の維持増進について、教育委員会の見解を伺います。

教職員の勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分で、原則として時間外勤務は命じることができないとなっております。例外として4項目認められていますが、それにも部活動は含まれておりません。教職員の勤務実態について、文部科学省が10年ぶりに実施をした2016年度公立小・中学校教員の勤務実態調査で、中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の超過勤務をしていることがわかりました。調査によると、平日1日当たりの勤務時間は、小学校教諭で前回調査から43分増の11時間15分、中学校教諭では同32分増の11時間32分となっております。管理職では、副校長や教頭という立場の方が小・中学校とも12時間を超えているという実態です。多数の教職員が過労死ラインを超える勤務を強いられている現状は異常なことであり、病気休職者は年間約8,000人、うち5,000人が鬱病などの精神疾患となっております。過労死や過労自殺もたびたび起き、多くの教職員が健康を害し、命を脅かされるほど働かされている現状はこれ以上放置できません。本町では、教育委員会は、教職員の勤務時間について、どのような方法で把握されていますか。正確に把握することができていますか。超過勤務の実態はどうなっていますか。超過勤務解消へ向けてどのような努力を行っていますか。土曜日活用に伴う代休の保障はできていますか。

また、教職員の健康維持増進のために、教育委員会はどのような努力を行っていますか。町内の小・中学校では、それぞれの職場人数が50人未満であるとして、労働安全衛生法に基づく産業医制度や労働安全衛生委員会が設けられていない現状ですが、教職員の健康維持増進のためには、産業医によ

る健康管理、労働安全衛生委員会による職場環境向上への努力は欠かせません。まず、町内3校合同でも産業医の選定と労働安全衛生委員会設置を進めるべきではありませんか。

労働安全衛生委員会の設置が義務づけられていない職場でも、10人以上の職場には衛生推進者を配置することとなっております。それぞれの学校では誰が衛生推進者となっておりますか。教職員にその存在が周知されていますか。衛生推進者はその特別の講習がありまして、それを受講して資格を取得するというふうになっていると思うんですが、本町では資格を取得されているのでしょうか。

泉ヶ丘中学校では本年度から、毎週水曜日は部活動を行わないというように部活休養日が実施されておりますが、その理由は何でしょうか。どのような効果を狙っているのですか。保護者や子どもたちの受けとめはどうなっていますか。土日、祝日、夏休みなどの長期休業中の部活動についてはどのような実態で、今後制限を行っていく考えがあるのかどうか伺います。

部活動は貴重な教育効果を生む教育の一環ではありますが、教職員に違法、過酷な勤務を強いることになってはいけません。部活動の時間を制限することは教職員の勤務実態改善に一定効果があり、子どもの健康やゆとりある生活をも保障するものでもあります。教科指導や生活指導の上でも教育効果向上をもたらすものと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

次に、マイナンバーと住民税に関する通知書についてであります。

総務省の行政通知や事務連絡では、地方税当局が住民税の特別徴収義務者に対して税額の決定や変更を通知する書類に納税義務者の個人番号、いわゆるマイナンバーを記載して通知するように指示をされております。しかし、そもそも従業員などの給与等から住民税を天引きして徴収し納付する手続、これを特別徴収というわけですが、これにマイナンバーは必要ありません。しかも、総務省の指示どおりに井手町が特別徴収をする企業等への通知書に納税義務者のマイナンバーを記載することになると、勤務先に自分のマイナンバーを提供していない個人のマイナンバーまで通知することになってしまいます。マイナンバー法では、個人が役所や勤務先に対しマイナンバー提供を強制する規定はありませんし、提供しなかった場合の罰則も設けられておりません。個人がマイナンバーを誰にどのように提供するかしないかは自由であるのに、これに反して他者がみだりにマイナンバーを提供することは、

個人情報のご自己コントロール権を著しく侵犯し、憲法違反に当たると考えます。また、マイナンバーを記載された通知書を受け取る企業の側にも、適切な管理のための重い負担を負わせることになってしまいます。

さらに、町の側も情報漏えいを避けるための管理、点検、発送事務の強化、もし事故が起こった場合に賠償請求を起こされたらと、そういう備える対応など、リスクと負担が高まることとなります。町税の課税自主権はあくまで町にあります。総務省令で定められた様式に準じて通知書を作成すればよいのであって、マイナンバーを記載しないで通知している自治体も多数ございます。京都府内でも、既に宮津市や京田辺市、木津川市などでも誤送付があったと報じられております。このように、リスクや費用を負わせるマイナンバーの記載は行うべきではありませんが、本町では特別徴収税額の通知書にマイナンバーを記載したのですか。情報漏えいを避けるためにどのような努力を行っていらっしゃいますか。誤送付や事故はありませんでしたか。発送方法は普通郵便か書留か。書留等で送付したとすれば、従来の送付方法より幾ら費用が増加したのか伺います。

3点目に、山城多賀駅前の公衆トイレについてです。

山城多賀駅前の公衆トイレは、2000年にJR山城多賀駅が改築されたときに、JRが駅にトイレを設置しない方針だったため、これまで駅にトイレがあったのになくなるのは困るという住民の声があり、町が当時2,000万円をかけて新築したものであります。これまで多数の住民や駅利用者、観光客などが利用してきましたが、老朽化が目立っています。天井には雨漏りの跡がありまして、ペーパーホルダーは破損しております。

男性用小便器は壊れておりましたけれども、この間、質問を提出しましてから便器を取りかえていただきましたので、この点は質問から省かせていただきます。

トイレトペーパーはほとんどの場合が置かれておりませんが、置かない方針なのか。町の玄関口として利用されるトイレなので、いつもきれいに補修を行うべきではないかと考えますが、町の考えをお伺いします。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の教職員の勤務実態と健康維持増進についてであります。本年4月、京都府教育委員会において、教職員の働き方改革のための取り組みを総合的に進めるため、教職員の働き方改革推進本部が設置され、京都府教育委員会と府内の市町（組合）教育委員会とが連携、協力して、今後、学校における業務改善を進めていくこととされています。ご質問の教職員の勤務時間につきましては、教育委員会としては把握しておりませんが、校長会等の機会あるごとに会議等の効率的推進と業務改善を図り、教職員が早く帰宅できるよう学校管理職へ指導しているところであり。また、土曜活用に伴う代休につきましては、指定期間内に消化できております。

次に、教職員の健康維持増進につきましては、年に1回、町が健康診断を実施しており、産業医や労働安全衛生委員会につきましては、関係法令に沿った対応をしているところであり。衛生推進者につきましては、各校とも有資格者である養護教諭を選任し周知しております。

次に、泉ヶ丘中学校の部活動休養日につきましては、生徒の心身のリフレッシュを図り、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教職員の総勤務時間を縮減し、研修や教材研究、生徒と触れ合う時間を確保することを目的とし、本年4月から毎週水曜日に実施しております。PTA役員などからは好意的な反応が見られ、生徒たちはリラックスした様子で、部員以外の友達と交流する姿を見せるとともに、教員にも余裕が見受けられるようになり、休養日の効果が相互にあらわれてきております。国では運動部活動の運営の適正化に向けて検討を進めておられるところではありますが、本町では既に取り組みを始めており、教育委員会としても効果的であると考えております。

土日は顧問の判断で休養日を設定したり、練習時間を短縮するなどの工夫をしており、長期休業中は土日と同様の対応をすることとしております。いずれにいたしましても、国や京都府の動向を注視しながら、本町においても、教員の業務改善を図り、子どもと向き合い、しっかりと指導できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 2点目のマイナンバーと住民税に関する通知書についてであります。個人住民税に係る特別徴収義務者用の税額通知書につき

ましては、地方税法施行規則第3号様式に定められており、平成29年度分以降に適用する様式に新たに個人番号欄が設けられました。これに伴い、本町におきましては、地方税法第43条に市区町村は総務省令に定める様式に準じて特別徴収税額通知を作成することの規定があること、また、総務省から平成29年度分以降の特別徴収義務者用の税額通知書には個人番号を記載して通知する旨の通知がなされていることから、これらに基づき、今年度から個人番号を記載して通知しております。なお、京都府内におきましては、全ての市町村が本町と同様に個人番号を記載して通知しております。

次に、情報漏えいを避けるためにどのような努力を行っているかにつきましては、個人番号の漏えい防止のため、個人番号が記載された書類につきましては、紛失等が生じないように十分注意するとともに、施錠できるキャビネットに保管し、管理には十分注意しているところであります。

次に、誤送付や事故につきましてはございません。

次に、発送方法につきましては、今年度から個人番号の記載した書類を送付することに当たりまして、これまでの普通郵便から配達状況を確認できる特定記録郵便に変更して送付を行ったところでありまして、当初発送分での比較で申しますと、従来の送付方法より約18万円の費用が増額となったものであります。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 3点目の山城多賀駅前の公衆トイレにつきましては、現在、臨時職員による週3回の清掃作業を行っており、美しく気持ちよく使っていただくとともに、破損などを発見した場合には警察に通報するとともに修繕を行っているところであります。

さて、ご質問の天井の雨漏りについては、しみのほとんどが外壁に沿って発生していることから、原因は雨漏りではなく結露によるものであると確認しておりますが、一部について、専門家により雨天時に現地確認を行ってもらい、調査をお願いしております。

次に、トイレトペーパーの設置につきましては、設置していたトイレトペーパーを用いて放火されたことや、隣接する西部公園の樹木に巻きつけるなどの被害が発生したため、現在は設置せず様子を見ているところであります。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） まず、教職員の勤務実態の件ですけれども、堂々と把握していませんとおっしゃいますので、これは把握してなかったら、どのような縮減努力をするかということも、もとがわからなかったらやりようがないじゃないですか。京都府の方は、府教諭は時間外を20%削減するとか8時退勤を徹底するとか言っているわけです。実際、井手町が今、何%の時間外があつて、何時に皆さんが退勤しているのかがわからなかったら、京都府の言っているような目標に照らして行動することはできないわけで、即座に出退勤調査を実施してください。それはやらないとだめです。それで、その調査をやることで、自分の働き方をまた見直していただく機会にもなると思いますし、これは必ず出退勤調査を即座にやってもらう。そして、正確に把握するための方法をちゃんと検討してもらわないと、管理職任せというのでは困ると思います。教育委員会の責任が問われます。

次に、部活動の問題ですが、総勤務時間縮減に役立つということで、まず一つの取り組みだと思ふんですけれども、土日、祝日、長期休業中というのが一番、教職員にとっては負担が大きいわけです。そこのところが顧問の判断任せとなっているのは、やはりいかがなものか。水曜日を部活休養日と設定して効果が上がっているというのならば、やはり土日、祝日、長期休業中についても何らかの対策を検討するべきじゃないか。ことし、夏休みなどどのような実態で行われているのかということも、それも調査しないとだめだと思います。きちんと実態をまず把握してください。できますでしょうか。

それと、ちょっと本筋とは違うかもしれないんですが、部活動の関係で、子どもたち、持ち物が多いわけです。それも子どもの健全発達ということでいうと、今使っているかばんが、中学生のかばんですが、片側からかけるショルダー式で5,600円するわけですけれども、皆さん、子どもたち、ひもを両肩にかけてリュックのようにして登下校されている方が非常に多いわけです。近隣の中学校、南城陽中学校などを見ていると、自由ですけれども、リュック式の子どもたちがほとんどで、これはやっぱり、部活動の品物とかも多いので、子どもの姿勢を正しく保つということで考えても、かばんは再検討された方がいいんじゃないか。子どもたちにアンケート、PTAと

かでも一度考えていただいたらどうかと思っています。

次に、マイナンバーの問題ですけれども、質問通告の欄に、ことし何人分、何件の事業所に送ったのかということが質問の中に抜けておりましたので、それが今、資料があるならばお答えをいただきたいと思います。

それで、この住民税通知は井手町だけじゃなくて府民税の通知も兼ねているわけで、京都府はこの点についてどう言っているのか。マイナンバーの記載についてと送付方法について、京都府からは何らかの指導なり相談なりあったのか。

それと、いくら特定記録であろうが簡易書留であろうが、誤送付してしまったらどうしようもないわけです。京田辺も木津川も簡易書留だそうです。宮津は普通郵便だそうです。それでも誤送付は生じるわけです。人間がやっている作業ですから、井手町で一切起こらないとは言い切れないし、従来からも本当に1件もなかったかと言われたら、あったかもしれないと思うんですけれども、その点どうでしょうか。作業は何人でやりますか。この誤送付があった自治体で再発防止を聞かれて、やはり単独で作業しているのでよくなかった、複数で作業するようにしますというようなことを答えておられるところがあるわけです。本町では何人の作業でこの送付作業をやっているのか、お伺いします。

それと、多賀駅のトイレですけれども、女性用のトイレの天井が一番ひどいんですけれども、あそこに入るのはやっぱり非常に不快を感じるわけです。天井が真っ黒ですから。それは雨漏りなのか結露なのかわかりませんが、きれいに常に掃除もしていただいているわけですから、塗りかえるとか、長くもつような補修をやってほしいと思いますが、雨天時にこれから確認されるということですね。その上で、ぜひ天井の塗りかえ等は検討いただきたいと思うんですが、もう一回お答えをお願いします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、一つ目の勤務時間の関係でございます。京都府は、この働き方改革の中で、超勤の20%削減、8時退勤を目標とされているところでございま

す。勤務時間について、府内、正確に教育委員会が把握されているところはほとんどないという現状でございます。そういった中で、本町、8時退勤ですけれども、ほぼ達成を既にできているというふうに報告を受けております。正確な把握につきましては、現在、京都府が府立学校において試行的にそういう把握するシステムを試されている、試行されているというところでございます。それを、試行の状況を踏まえて全府立校にシステム導入するということを今検討されているところでありますので、それらを参考に本町でも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、部活動の関係で、土日の関係でございますけれども、例えば土日2日間あるわけなんですけれども、基本的にどちらか1日休みにする、練習試合等の関係もでございますので、一概にこの日を休めという取り決めはしておりませんが、その辺は顧問の判断に任せて、土曜日半日、日曜日半日でありますとか、土曜日1日やって日曜日は休むとか、そういった方向性は学校の方で示しておりまして、そういった方向性の中で顧問が判断して実施しているところであります。

次に、かばんの関係のご質問でございますけれども、学校の指定のかばんにつきましては、保護者でありますとか児童・生徒の意見も取り入れながら各校が判断しているものでございますので、教育委員会としては特段指示するようなことはございません。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問、マイナンバーに関する部分ですけれども、今回、平成29年度の特別徴収義務者に対する納税の通知の関係ですけれども、対象者の人数ですけれども、1,867人で、事業所、特徴義務者には1,149件の送付をいたしました。

それと、今回のマイナンバーの記載に関して京都府からの指導があったのかということですが、京都府の方からは、その総務省からの通知、今回、29年度からマイナンバーを記入することということで指示がありますので、それに従って適切に取り扱うことということで指導がなされてきています。

次に、誤送付はなかったのかということですが、それはございません。

封入の作業等を何人で行っていたかということですが、基本2人1組で作業を行っていき、2人もしくは4人で封入作業の方を行ってきたところでもあります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 谷田 操議員のご質問にお答えします。

天井についてのご質問でございますが、答弁させてもらったとおり、原因を明らかにし、修繕方法についても専門家の見解を伺いたいと考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) マイナンバーについて一言申し上げますけれども、非常に必要のないものにまでマイナンバーを記載して、無駄な事務をふやして、無駄な出費をふやして、受け取る側にも情報漏えいのリスクを負わせる。本当に百害あって一利なしと。逆にこれで、事務の軽減どころか、役場は事務量がふえているじゃありませんか。こういうものは廃止するしかないという意見を述べて、質問を終わります。

議長(丸山久志) これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時より再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時58分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件及び日程第6、請願第1号、拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願の2件を一括議題とします。

本2件に対する委員長報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 岡田久雄水道事業審査特別委員会委員長。

3番(岡田久雄) 3番、岡田久雄です。

それでは、水道事業審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託された議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件、請願第1号、拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、4月10日、5月25日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の経過で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、質疑並びに討論の終了後に本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

次に、請願第1号、拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願について申し上げます。

さきに議決されました議案第9号に関連する内容であり、議案が可決されたことによりまして、本請願は不採択と決しましたので、ここに報告申し上げます。

水道事業審査特別委員会委員長、岡田久雄。

以上です。

議長（丸山久志） 本件につきましては、議員全員で構成する委員会で慎重に審査が行われ、委員会におきまして質疑が終了しておりますので、本会議での質疑を省略します。

これより、議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。

ただいま議題となっております議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部

を改正する条例制定の件に反対の立場で討論します。

水道は井手町住民が憲法 25 条で保障された健康で文化的な生活を送るために、一日たりとも欠かすことができないものです。このたびの改定は、平均 14% の水道料金値上げと基本水量の見直し、現在の家事用と営業用に区別する用途別料金体系から口径別料金体系に変更するものです。これが実施されれば、多大な悪影響を住民生活に与えるもので、反対です。

反対の理由の第 1 は、まず決め方の問題です。昨年、上下水道事業経営等審議会が創設されましたが、設置を決めるときには値上げありきの審議会ではないなどと説明しながら、第 2 回目からはもう料金値上げの検討が始まり、わずか 4 回しか開かれておりません。値上げの諮問を受けてからは、非公開でわずか 2 回で答申を出し、その後は開かれず、新年度水道予算についてや経営戦略の最終調整についても何も審議しておられません。住民からの公聴会やパブリックコメントなどもなく、まさに値上げのためだけの密室の審議会だったと言わざるを得ません。

料金を滞納すると給水を停止しますよというお知らせは何度も広報に載りますが、これまで水道会計の現状について、住民へのお知らせはどのように行ってきたのでしょうか。これまでの用途別料金だと、利用実態と違う低料金で申請されており不公平が生じているという説明がありましたが、それならば、営業用の場合は営業用と申請してくださいという勧奨をどの程度やってきたのでしょうか。住民にとっては、値上げはまさに寝耳に水です。決めてからお知らせしたらいいという態度では、住民が主人公の行政とは言えません。

議会の方も、行政がやらないなら議会で住民の意見を聞く場を持つこともできますし、水道料金についての請願が出されているのだから、請願者を議会に呼んで意見を聞くなど、他の自治体議会で広く行われているような場も持っていないのも問題と言わざるを得ません。

反対理由の第 2 は、審議会や議会の特別委員会で示された財政シミュレーションが余りに現実的でないということです。耐用年数が 17 年だと強調しているろ過器の更新も、前回の更新前は耐用年数の 2 倍以上、41 年も使っていたろ過器もありました。この点を特別委員会で追及すると、耐用年数が 17 年であると言っているだけで、17 年で更新するとは一言も言っていないという答弁がありました。しかし、資料の中の井手町水道事業将来シミュ

レーションというグラフには、平成39年、耐用年数だとは書いてないんです。平成39年、浄水場設備更新2億3,000万円と確かに記載されているわけで、これを見れば誰でも、39年に更新する、お金が足りなくなると思わせるというものになっています。現実にはアセットマネジメントという方式を使って長寿命化を図るのであって、10年後に一気に2億3,000万円投資が必要になるというのは現実的ではありません。ましてや、施設稼働率は55%しかない。もっと長期の設備利用が可能はずです。値上げを正当化するためのシミュレーションではなく、現実的なシミュレーションを行うべきです。

反対理由の第3は、生活に欠かせない水道料金は光熱水費の中でも税金に近いもので、値上げは住民生活を直接強く圧迫するということです。年金削減、非正規雇用の拡大、医療や介護の負担増、子どもの貧困の深刻化など、収入がふえない中で社会保障の給付減と住民負担がふえ、水道料金まで上がれば、さらに住民生活を苦しめることとなります。過度の節水を招くと公衆衛生の悪化にもつながります。町は約20年間料金を引き上げていないと言いますが、住民にとっては、消費税引き上げ分が水道料金に上乘せされ、3年前に負担はふえたばかりです。値上げしても府内平均より安いという説明もありましたが、府営水道の高い受水費に苦しむ自治体との比較は比較になりませんし、近隣市町と比べれば、井手町は決して安くありません。宇治市、久御山町、八幡市などは、低所得世帯等に福祉減免も行っており、見習うべきではないでしょうか。

反対理由の第4は、全国的に人口減少時代に入り、このまま水道会計の独立採算制度の維持は続けられないということです。現状でも政策的な一般会計の繰り入れを行っているではありませんか。幸い本町は一般会計が黒字で基金も潤沢なのですから、苦しい水道会計を補って料金値上げを回避することは町長の政治決断次第です。国に対しても柔軟な対応を認めるよう要求するべきです。

第5の理由は、おいしい地下水を守る努力をするべきだということです。地下水を大量に無償でくみ上げている企業にも応分の負担と地下水保全の努力を求める必要があります。特に企業立地促進条例などで優遇を受けている企業には、一定割合の上水利用を要請することはできるはずです。

以上、5点の反対理由を挙げましたが、住民の皆さんからは、1次分で5

72筆、2次分で119筆、3次分で64筆、合わせれば755筆もの値上げ中止を求める署名が既に町長に提出されています。今回の値上げ、改定は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与するという水道法の精神からも中止するべきだと考え、反対いたします。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。

ただいま議題となっております議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件に賛成の立場で討論いたします。

本町の水道料金は、平成9年度の改定後、20年間も値上げせずに今日まで経営努力を重ねられ、安心・安全な水道水の安定供給を行ってこられましたことにまずもって敬意をあらわすとともに、感謝申し上げたいと思います。

水道事業は住民の生活や社会活動を支える重要なライフラインであります。常に安全で良質な水の安定供給が水道事業者の責務であり、本町の水道事業継続のために最大限の経営努力をなされていることが、蛇口をあければおいしい井手町の水が毎日飲めることでもわかります。

特別委員会でも説明されたように、前回改定後、これまで、人件費の削減や業務改善により、費用縮減、企業債抑制による利子負担の軽減など、徹底した経費削減に取り組まれてきました。とりわけ人件費については工夫をされ、一般会計からの繰り入れがある下水道会計で人件費の高い職員を計上し、井手水と多賀水の人件費の削減をされてきました。また、業務改善により、費用縮減や企業債抑制による利子負担の軽減など、徹底した経費削減に取り組まれた結果、20年間も値上げをせずに現行料金を維持されてきたわけがあります。

しかしながら、人口減少や高齢・単身世帯の増加、節水機器普及等により、料金収入の減少が続いております。多賀水にあっては基金を取り崩しながらやりくりをされており、その基金もあと2年で底をつく状況と説明を受けました。このままでは多賀水の経営が破綻することとなり、深刻な状況と言わざるを得ません。また、全国的に問題となっております施設の老朽化対策が

近々の課題であります。水道管の耐用年数は40年であります。本町でも40年を超える管が既にあることから、早急に更新事業に取り組むべきであります。さらに、今後到来する重要な電気や機械施設の更新時期に適切な対応ができるような資金確保は、水道事業の経営の重要な課題であります。

今回の改定内容を見ますと、井手町上下水道事業経営等審議会の答申内容を十二分に反映された内容となっております。特に高齢・単身世帯などの小口利用者への配慮としての口径13ミリと20ミリの基本水量と基本料金の値下げは、町理事者の住民に対する影響を最小限にとめるものという基本姿勢そのものであり、高く評価するものであります。また、用途別から口径別への体系の変更は全国的な流れとなっており、負担の公平性を確保されたことも高く評価するものであります。さらに、今回の料金改定を行ったとしても、水道と下水道を合わせた上下水道料金は、現行の京都府内の安い方から4番目という位置に変わりがないことも高く評価するものであります。

以上のような理由から、安心・安全な水道水を次世代に引き継いでいくため、本議案に賛成するものであります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、請願第1号、拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願についてを議題とします。

請願第1号は、委員長報告のとおり、ただいま議決されました議案第9号に関連する内容であり、議案が可決されたことによりまして、本請願は不採択とみなすことにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（丸山久志） 異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第32号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第32号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第32号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第32号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は6月23日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 1時16分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 村 田 忠 文

署名議員 木 村 武 壽